

日本郵便株式会社法施行規則の一部改正案について

平成 26 年 3 月 日
総 務 省

日本郵便株式会社法施行規則の一部改正案

【郵便局の設置基準等】

郵便局の設置基準等については、日本郵便株式会社法施行規則（平成19年総務省令第37号）第4条に規定されており、同条第2項第3号で過疎地における郵便局ネットワーク水準の維持が定められている。具体的な過疎地の地域については同条第5項で、小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島などを定めている。

【改正の背景】

「奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律」（平成26年法律第6号）が成立したので、「日本郵便株式会社法施行規則」について以下の改正を行う必要が生じる。

【改正内容】

小笠原諸島振興開発特別措置法について、第2条に基本理念、第3条に国及び地方公共団体の責務がそれぞれ新設されることに伴い、同法で「小笠原諸島」を定義していた第2条が第4条に改められる。この改正に伴い、小笠原諸島振興開発特別措置法を引用している日本郵便株式会社法施行規則第4条第5項第4号の改正が必要となる。

(参考)

- ・ 郵政民営化法第91条の規定において、「総務大臣は、日本郵便株式会社法第6条第1項の総務省令（＝日本郵便株式会社法施行規則第4条）を制定し、又は改廃しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。」とされている。

○日本郵便株式会社法施行規則（平成十九年総務省令第三十七号）の一部改正案

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
(郵便局の設置基準等) 第四条 (略) 2～4 (略) 5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。 一～三 (略) 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第<u>四</u>条第一項に規定する小笠原諸島 五～七 (略)	(郵便局の設置基準等) 第四条 (略) 2～4 (略) 5 第二項第三号の「過疎地」とは、次に掲げる地域をいうものとする。 一～三 (略) 四 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第<u>二</u>条第一項に規定する小笠原諸島 五～七 (略)

○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の一部改正（抜粋）

改 正 後	現 行
（基本理念） 第二条 小笠原諸島の振興開発のための施策は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域及び大陸棚の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全、自然との触れ合いの場及び機会の提供、食料の安定的な供給その他の我が国及び国民の利益の保護及び増進に重要な役割を担っていることに鑑み、その役割が十分に発揮されるよう、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資することを旨として講ぜられなければならない。 （国及び地方公共団体の責務） 第三条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、小笠原諸島の振興開発のために必要な施策を策定し、及び実施する責務を有する。 第四条 （略）	（新設） （新設） 第二条 （略）

※現行の第2条第1項条文
「この法律において「小笠原諸島」とは、そうふがん(いわ) 嬬婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。」

（参考条文）

○郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）

（民営化委員会の意見の聴取）

第九十一条 総務大臣は、日本郵便株式会社法第六条第一項の総務省令を制定し、又は改廃しようとするときは、民営化委員会の意見を聴かなければならない。

○小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）

（目的）

第一条 この法律は、小笠原諸島の復帰に伴い、小笠原諸島の特殊事情にかんがみ、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき総合的な小笠原諸島振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を実施する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した小笠原諸島の振興開発を図り、併せて帰島を希望する旧島民の帰島を促進し、もつて小笠原諸島の自立的発展並びにその住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「小笠原諸島」とは、孀婦岩の南の南方諸島（小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。）並びに沖の鳥島及び南鳥島をいう。

2 （略）

○日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）

（郵便局の設置）

第六条 会社は、総務省令で定めるところにより、あまねく全国において利用されることを旨として郵便局を設置しなければならない。

2 （略）